

議案第 6 号

教育委員会専決規程中改正について

教育委員会専決規程（昭和40年横須賀市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月2日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

別表第2第1項の表任免（注4参照）の項、第2項の表任免（注4参照）の項、第3項の表任免（注4参照）の項、第4項の表任免（注4参照）の項及び第5項の表任免（注4参照）の項中「（注4参照）」を削り、同表注に関する部分第4項を削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

会計年度任用職員等の任免関係事務の見直しのため。

(専決事項)

**第2条** 部長等は、別表第1から別表第3までに定める決裁事項について、専決することができる。

別表第2(第2条関係)

共通事務(人事事項)

1 教育委員会事務局

専決事項 \ 決裁区分	部 長	課 長
休暇・欠勤承認	部長、課長	所属職員
遅参・早退・その他服務承認	部長、課長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定	部長、課長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参照)	1 部長、課長 2 附属機関の委員等	所属職員
市外出張命令(注2参照)	1 部長、課長 2 附属機関の委員等	所属職員
海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の職員	
任免( <del>注4参照</del> )	職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免	会計年度任用職員の任免
特殊な身分証票の交付	全般	

2 中央図書館

<div style="text-align: center;">                     決裁区分                      専決事項                 </div>	<div style="text-align: center;">                     教 育 総 務 部 長                 </div>	<div style="text-align: center;">                     館 長                 </div>
休暇・欠勤承認	館長	所属職員
遅参・早退・その他 他服務承認	館長	所属職員
週休日の振替・代 休日の指定	館長	所属職員
時間外勤務・休日 勤務・夜間勤務命 令		所属職員
市内出張命令(注2 参照)	館長	所属職員
市外出張命令(注2 参照)	館長	所属職員
海外出張命令(注3 参照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及 び特別職の非常勤職員 (附属機関の委員を除 く。)の任免	会計年度任用職員の任免

3 北図書館、南図書館、児童図書館及び万代会館

<div style="text-align: center;">           決裁区分            専決事項         </div>	<div style="text-align: center;">           教育総務部長         </div>	<div style="text-align: center;">           中央図書館長            生涯学習課長         </div>	<div style="text-align: center;">           館長         </div>
休暇・欠勤承認		館長	所属職員
遅参・早退・ その他服務承認		館長	所属職員
週休日の振替 替・代休日の 指定		館長	所属職員
時間外勤務・ 休日勤務・夜 間勤務命令		館長	所属職員
市内出張命令 (注2参照)		館長	所属職員
市外出張命令 (注2参照)		館長	所属職員
海外出張命令 (注3参照)	館長以下の職員		
任免(注4参 照)	職により任命す る委員及び特別 職の非常勤職員 (附属機関の委 員を除く。)の 任免	会計年度任用職員 の任免	

4 自然・人文博物館

専決事項 \ 決裁区分	教育総務部長	課長
休暇・欠勤承認	課長	所属職員
遅参・早退・その他服務承認	課長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定	課長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参照)	課長	所属職員
市外出張命令(注2参照)	課長	所属職員
海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免	会計年度任用職員の任免

5 教育研究所

専決事項 \ 決裁区分	学校教育部長	所長 担当課長
休暇・欠勤承認	所長、担当課長	所属職員

遅参・早退・その他服務承認	所長、担当課長	所属職員
週休日の振替・代休日の指定	所長、担当課長	所属職員
時間外勤務・休日勤務・夜間勤務命令		所属職員
市内出張命令(注2参照)	所長、担当課長	所属職員
市外出張命令(注2参照)	所長、担当課長	所属職員
海外出張命令(注3参照)	係長又は主査以下の職員	
任免(注4参照)	職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免	会計年度任用職員の任免

注

- 1 職員の勤務体制のうち通常の勤務体制と異なる制度の新設又は改正については、教育総務部長及び総務部長に合議すること。
- 2 規定の額によらない旅費を受ける場合に限り、教育総務部総務課長及び総務部人事課長に合議すること。
- 3 海外出張については、教育総務部長及び総務部長に合議すること。
- ~~4 職により任命する委員及び特別職の非常勤職員(附属機関の委員を除く。)の任免並びに会計年度任用職員の任免については、教育総務部総務課長及び総務部人事課長に合議すること。~~